

令和6年度第2回龍ヶ崎市特別職報酬等審議会

日 時：令和7年2月12日（水）

午前10時から

場 所：龍ヶ崎市役所5階 第1委員会室

会 議 次 第

1 開会

2 議事

(1)市長・副市長・教育長の給与の額について

(2)議員報酬の額について

3 その他

4 閉会

令和6年度
龍ヶ崎市特別職報酬等審議会
第2回資料

令和7年2月12日（水）総務部人事行政課

目 次

(第1回資料補足及び訂正)

4-1 補足	市長・副市長・教育長の給与比較（県内32市）	1
4-2 訂正	議員の報酬比較（県内32市）	2
4-4 補足	財政状況比較（県内32市／令和4年度）	3
4-5 補足	人口等類似市（Ⅱ-3）の給与平均（関東17市）	4

(第2回資料)

6	龍ヶ崎市一般職員の給料の推移	5
7-1	龍ヶ崎市職員のモデル給与例（扶養がない場合）	6
7-2	在籍する職員の最低給料月額、最高給料月額	6
8-1	市長交際費	7
8-2	市長交際費支出に関する基準	8
9-1	政務活動費の議員1人あたりの交付月額	9
9-2	龍ヶ崎市政務活動費使途基準	10
10	物価指数推移	11
11	龍ヶ崎市の1人あたりの市民所得の推移	12
12	龍ヶ崎市の収支の推移	13
13	龍ヶ崎市の人件費と議会費の推移	14

【資料4-1補足】市長・副市長・教育長の給与比較(県内32市)

令和6年4月1日現在

各市の副市長及び教育長の給与比率は、それぞれ市長を100とした場合の比率

番号	市名	人口		市長 (円)	副市長		教育長	
		(人)	順位		(円)	比率	(円)	比率
1	水戸市	269,196	1	1,075,000	855,000	79.5%	775,000	72.1%
2	日立市	168,877	3	1,030,000	855,000	83.0%	755,000	73.3%
3	土浦市	141,977	5	968,000	790,000	81.6%	710,000	73.3%
4	古河市	140,238	6	970,000	770,000	79.4%	670,000	69.1%
5	石岡市	70,540	14	880,000	700,000	79.5%	660,000	75.0%
6	結城市	49,754	20	855,000	680,000	79.5%	640,000	74.9%
7	龍ヶ崎市	75,453	11	927,000	746,000	80.5%	685,000	73.9%
8	下妻市	42,153	24	830,000	670,000	80.7%	630,000	75.9%
9	常総市	60,934	16	870,000	720,000	82.8%	660,000	75.9%
10	常陸太田市	46,976	22	885,000	705,000	79.7%	665,000	75.1%
11	高萩市	25,909	32	845,000	695,000	82.2%	635,000	75.1%
12	北茨城市	40,472	25	870,000	714,000	82.1%	651,000	74.8%
13	笠間市	72,918	12	900,000	720,000	80.0%	650,000	72.2%
14	取手市	105,981	7	876,000	718,000	82.0%	658,000	75.1%
15	牛久市	83,920	10	880,000	680,000	77.3%	640,000	72.7%
16	つくば市	254,949	2	927,000	762,000	82.2%	680,000	73.4%
17	ひたちなか市	155,188	4	963,000	778,000	80.8%	710,000	73.7%
18	鹿嶋市	65,493	15	836,000	667,000	79.8%	602,000	72.0%
19	潮来市	26,399	31	784,000	608,000	77.6%	550,000	70.2%
20	守谷市	70,627	13	800,000	646,000	80.8%	604,000	75.5%
21	常陸大宮市	38,416	27	820,000	643,000	78.4%	600,000	73.2%
22	那珂市	53,348	18	841,000	650,000	77.3%	604,000	71.8%
23	筑西市	100,213	8	957,000	775,000	81.0%	703,000	73.5%
24	坂東市	52,211	19	850,000	687,000	80.8%	625,000	73.5%
25	稲敷市	37,425	29	780,000	680,000	87.2%	640,000	82.1%
26	かすみがうら市	40,173	26	779,000	592,000	76.0%	546,000	70.1%
27	桜川市	38,026	28	834,000	644,000	77.2%	580,000	69.5%
28	神栖市	93,909	9	880,000	700,000	79.5%	640,000	72.7%
29	行方市	31,873	30	775,000	598,000	77.2%	546,000	70.5%
30	鉾田市	46,685	23	745,000	571,000	76.6%	536,000	71.9%
31	つくばみらい市	53,441	17	821,000	650,000	79.2%	606,000	73.8%
32	小美玉市	48,547	21	856,000	684,000	79.9%	640,000	74.8%
	平均値	81,319		872,156	698,531	80.1%	640,500	73.4%
	中央値	57,188		863,000	691,000	80.1%	640,000	74.2%

【資料4-2訂正】議員の報酬比較(県内32市)

令和5年12月31日現在

市名	議員 定数 (人)	人口		議長		副議長		議員	
		(人)	順位	(円)	順位	(円)	順位	(円)	順位
水戸市	28	268,843	1	700,000	1	630,000	1	590,000	1
日立市	24	167,198	3	615,000	2	550,000	2	510,000	2
土浦市	24	141,613	5	570,000	3	500,000	4	467,000	4
古河市	24	140,499	6	500,000	6	450,000	6	400,000	9
石岡市	22	70,982	13	439,000	20	401,000	18	382,000	18
結城市	18	49,936	20	440,000	19	395,000	20	380,000	19
龍ヶ崎市	22	75,509	11	469,000	10	423,000	12	398,000	12
下妻市	18	42,245	24	430,000	21	390,000	22	370,000	21
常総市	20	61,108	16	460,000	13	425,000	10	400,000	9
常陸太田市	17	45,550	23	450,800	17	406,700	17	387,100	17
高萩市	14	26,315	32	455,000	16	395,000	20	375,000	20
北茨城市	19	39,748	26	461,000	12	413,000	13	391,000	14
笠間市	22	73,183	12	460,000	13	425,000	10	400,000	9
取手市	24	106,008	7	494,000	7	444,000	7	411,000	6
牛久市	22	84,085	10	450,000	18	410,000	15	390,000	15
つくば市	28	255,253	2	547,000	4	480,000	5	447,000	5
ひたちなか市	25	154,097	4	541,000	5	504,000	3	470,000	3
鹿嶋市	20	65,797	15	396,000	27	363,000	27	342,000	28
潮来市	16	26,555	31	327,000	32	279,000	32	259,000	32
守谷市	20	70,641	14	430,000	21	397,000	19	367,000	22
常陸大宮市	18	38,664	27	410,000	26	370,000	25	350,000	25
那珂市	18	53,501	17	464,000	11	413,000	13	395,000	13
筑西市	24	100,670	8	489,000	8	433,000	8	410,000	7
坂東市	20	52,346	19	475,000	9	430,000	9	405,000	8
稲敷市	18	37,692	28	420,000	24	380,000	24	360,000	24
かすみがうら市	16	40,369	25	334,000	31	285,000	31	269,000	31
桜川市	16	36,638	29	394,000	28	361,000	28	345,000	27
神栖市	23	94,295	9	460,000	13	410,000	15	390,000	15
行方市	18	32,050	30	360,000	29	306,000	29	288,000	29
鉾田市	18	47,018	22	350,000	30	300,000	30	280,000	30
つくばみらい市	18	53,446	18	426,000	23	384,000	23	362,000	23
小美玉市	20	48,801	21	411,000	25	370,000	25	349,000	26

【資料4-4補足】財政状況比較(県内32市/令和4年度)

市名	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	市税収入 (千円)	人件費 (千円)	議会費 (千円)	財政力 指数	財政調整基金 (令和4年度末) (千円)
水戸市	140,461,271	135,235,114	42,089,956	17,779,102	501,673	0.81	5,755,760
日立市	82,206,423	77,637,142	28,108,365	12,958,184	404,744	0.79	7,851,693
土浦市	61,076,073	57,106,026	23,299,118	8,513,584	312,836	0.84	6,992,716
古河市	58,829,165	55,779,166	21,121,535	7,080,731	280,935	0.74	3,878,255
石岡市	37,092,747	34,353,225	9,909,554	5,144,178	240,468	0.59	3,388,725
結城市	20,752,557	19,418,777	7,071,704	2,974,853	185,119	0.71	2,067,717
龍ヶ崎市	31,224,289	29,252,004	10,197,179	4,154,063	220,586	0.73	2,938,067
下妻市	23,388,562	21,462,386	6,243,864	2,874,076	194,877	0.65	2,070,924
常総市	30,281,881	28,446,606	9,812,265	3,891,807	227,037	0.70	4,093,362
常陸太田市	27,272,659	25,920,114	5,307,895	4,980,872	194,365	0.40	6,342,192
高萩市	14,229,006	13,407,442	4,012,415	2,498,501	144,932	0.58	817,492
北茨城市	21,305,861	20,147,778	6,379,021	2,937,420	198,645	0.67	2,774,674
笠間市	35,639,315	34,279,256	9,839,420	5,700,991	234,493	0.58	7,449,507
取手市	48,124,278	46,390,791	13,839,834	7,383,325	254,369	0.62	2,312,577
牛久市	33,247,825	31,273,889	12,115,038	4,190,621	207,057	0.83	3,558,240
つくば市	118,539,756	112,958,322	50,595,798	18,641,165	388,451	1.06	11,325,388
ひたちなか市	62,464,135	58,613,335	25,525,265	7,950,000	328,726	0.93	4,037,209
鹿嶋市	27,223,075	26,563,358	11,380,054	3,828,292	186,583	0.98	2,220,616
潮来市	14,811,289	13,783,106	3,164,511	1,904,717	117,837	0.48	1,173,620
守谷市	35,773,339	31,727,823	12,196,723	3,765,602	207,614	0.97	4,078,650
常陸大宮市	25,191,922	24,724,766	5,102,839	3,758,688	176,825	0.42	5,129,719
那珂市	24,126,803	22,691,166	7,437,218	4,468,171	187,564	0.62	2,028,385
筑西市	49,916,645	46,601,167	15,367,559	5,596,538	266,070	0.67	5,577,052
坂東市	23,360,732	21,958,495	8,179,850	3,811,944	204,054	0.64	1,878,062
稲敷市	25,371,110	23,935,936	5,325,469	3,208,936	185,252	0.48	3,078,798
かすみがうら市	20,719,981	19,881,887	5,744,348	3,249,556	131,878	0.59	1,245,060
桜川市	23,631,784	21,703,180	4,766,993	2,868,361	171,487	0.47	4,352,117
神栖市	51,766,397	48,393,603	21,907,926	5,789,792	241,974	1.35	5,459,219
行方市	18,854,471	18,078,513	4,110,138	2,548,970	142,826	0.43	2,282,839
鉾田市	24,604,614	22,925,572	5,440,794	3,027,936	152,014	0.46	4,462,816
つくばみらい市	27,101,769	26,175,131	9,237,485	3,590,808	188,622	0.76	3,514,025
小美玉市	25,465,671	24,630,188	6,874,258	4,094,653	204,023	0.59	3,001,111

市税収入内訳: 市町村民税(個人分、法人分)、固定資産税、市町村たばこ税、特別土地保有税、都市計画税の合計

【資料4-5補足】人口等類似市(Ⅱ-3)の給与平均(関東17市)

人口や産業構造等が類似する関東の市のうち、県内を含め16団体を抽出して比較しています。

給与及び報酬比較

市名	人口 (R5.12.31現在) (人) 順位		市長 (R6.4.1現在) (円) 順位		副市長 (R6.4.1現在) (円) 順位 比率			教育長 (R6.4.1現在) (円) 順位 比率			議長 (R5.12.31現在) (円) 順位		副議長 (R5.12.31現在) (円) 順位		議員 (R5.12.31現在) (円) 順位	
	龍ヶ崎市	75,509	13	927,000	4	746,000	10	80.5%	685,000	11	73.9%	469,000	9	423,000	8	398,000
笠間市	73,183	15	900,000	7	720,000	14	80.0%	650,000	15	72.2%	460,000	10	425,000	7	400,000	6
牛久市	84,085	5	880,000	12	680,000	16	77.3%	640,000	16	72.7%	450,000	11	410,000	9	390,000	9
守谷市	70,641	17	800,000	17	646,000	17	80.8%	604,000	17	75.5%	430,000	15	397,000	12	367,000	12
日光市	76,413	11	960,000	1	760,000	8	79.2%	675,000	14	70.3%	490,000	5	410,000	9	380,000	11
行田市	78,416	9	933,000	2	780,000	2	83.6%	702,000	6	75.2%	482,000	7	429,000	5	407,000	4
飯能市	78,472	8	930,000	3	785,000	1	84.4%	725,000	1	78.0%	470,000	8	410,000	9	385,000	10
本庄市	77,285	10	890,000	11	756,000	9	84.9%	697,000	9	78.3%	425,000	17	374,000	17	353,000	16
志木市	76,312	12	868,000	13	764,000	7	88.0%	722,000	2	83.2%	430,000	15	378,000	15	357,000	15
和光市	84,728	3	852,000	15	730,000	13	85.7%	698,000	8	81.9%	437,000	12	392,000	13	367,000	12
桶川市	74,448	14	902,000	6	770,000	5	85.4%	714,000	4	79.2%	437,000	12	384,000	14	358,000	14
吉川市	72,678	16	845,000	16	715,000	15	84.6%	677,000	13	80.1%	431,000	14	376,000	16	353,000	16
茂原市	86,613	1	900,000	7	775,000	3	86.1%	700,000	7	77.8%	485,000	6	435,000	4	405,000	5
狛江市	82,102	6	898,000	9	774,000	4	86.2%	721,000	3	80.3%	547,000	1	489,000	1	465,000	1
東大和市	85,085	2	895,000	10	766,000	6	85.6%	710,000	5	79.3%	529,000	3	484,000	2	458,000	2
あきる野市	79,513	7	860,000	14	740,000	11	86.0%	695,000	10	80.8%	510,000	4	456,000	3	433,000	3
綾瀬市	84,100	4	911,000	5	740,000	11	81.2%	684,000	12	75.1%	530,000	2	429,000	5	398,000	7
平均値	78,799		891,235		743,941		83.5%	688,176		77.2%	471,294		417,706		392,588	
中央値	78,416		898,000		756,000		84.2%	697,000		77.6%	469,000		410,000		390,000	

【資料6】龍ヶ崎市一般職員の給料の推移

※令和6年度 各役職の平均給料月額に近い号給で比較

	5-69(課長補佐)	6-63(課長)	7-34(部長)
H18	393,300	416,900	437,700
H19	393,300	416,900	437,700
H20	393,300	416,900	437,700
H21	393,300	416,900	437,700
H22	392,600	416,200	436,600
H23	392,200	415,700	435,900
H24	390,500	413,900	434,000
H25	390,500	413,900	434,000
H26	390,900	414,200	435,000
H27	384,300	403,200	427,400
H28	384,700	403,600	427,800
H29	385,100	404,000	428,200
H30	385,500	404,400	428,600
R1	385,500	404,400	428,600
R2	385,500	404,400	428,600
R3	385,500	404,400	428,600
R4	385,500	404,400	428,600
R5	386,600	405,600	429,900
R6(人勸後)	390,800	410,100	435,000

【資料7-1】龍ヶ崎市職員のモデル給与例(扶養がいらない場合)

※各役職の平均給料月額に近い号給で試算

	給料月額	給料年額	管理職手当年額	地域手当年額	期末手当年額	勤勉手当年額	給与年額
課長補佐 5-69	390,800	4,689,600	480,000	516,960	1,182,170	993,022	7,861,752
課長 6-63	410,100	4,921,200	768,000	568,920	1,296,941	1,089,430	8,644,491
部長 7-34	435,000	5,220,000	1,080,000	630,000	1,375,687	1,155,577	9,461,264

【資料7-2】在籍する職員の最低給料月額、最高給料月額

	最低給料		最高給料	
	号給	給料月額	号給	給料月額
課長補佐	5-23	344,700	5-93	398,200
課長	6-52	406,900	6-74	413,000
部長	7-31	431,300	7-37	438,700

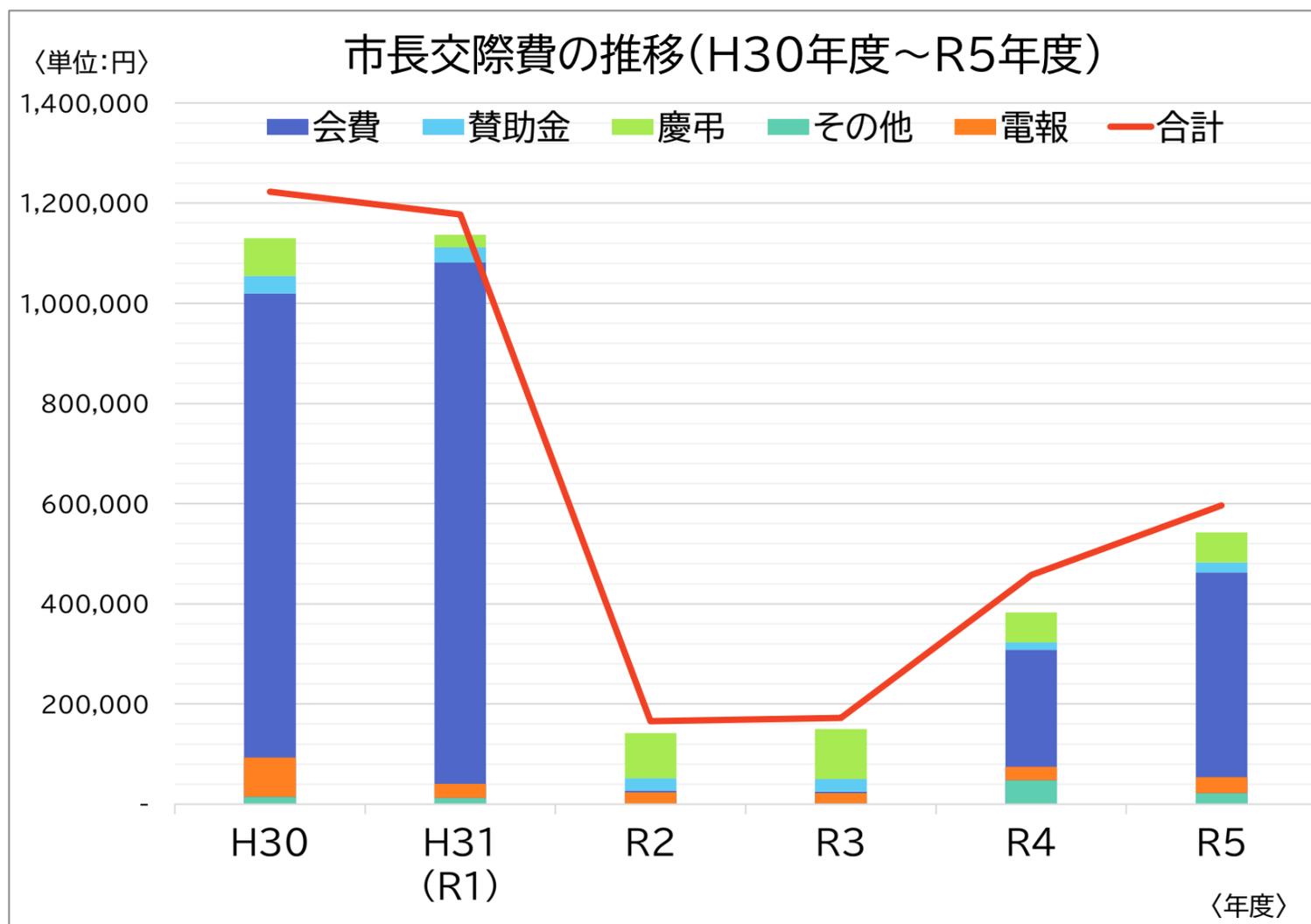
【資料8-1】市長交際費

市長交際費 年度別支出額（当初予算額:1,300,000円）

単位:円

年度	会費	賛助金	慶弔	その他	電報	合計
H30	1,019,750	35,000	75,000	14,410	78,564	1,222,724
H31 (R1)	1,081,400	30,000	25,000	12,223	28,687	1,177,310
R2	27,000	25,000	90,000	-	23,694	165,694
R3	25,000	25,000	100,000	1,632	20,394	172,026
R4	308,000	15,000	60,000	47,755	26,488	457,243
R5	462,500	20,000	60,000	21,894	31,625	596,019

※新型コロナウイルスの影響により、懇談会や出張の件数が減少



【資料 8 - 2】市長交際費支出に関する基準

別表（第 6 条関係）

支出区分	支出範囲	支出限度額
(1) 会費	出席する会議，会合，研修会等のうち，飲食を伴う場合の参加費	10,000円 (会費等の金額が示されているものについては，会費相当額)
(2) 慶祝	ア 市政発展に寄与している者の栄典受章等の祝賀	10,000円
	イ 広く市民生活の向上に寄与する施設等の竣工，開業，記念式典等	10,000円
	ウ 広く市民を対象としたスポーツ，文化等の各種行事，祝賀会，地域主催の行事等への祝金	10,000円
(3) 弔慰	市政発展に寄与した者若しくは市政関係者又はそれらの親族が死亡した場合の香典又は花輪	10,000円
(4) 見舞	市政発展に寄与した者及び市政関係者の病気，怪我（7日間以上の入院加療），災害等による見舞	10,000円
(5) 協賛又は賛助	市政運営上有益な活動をしている団体若しくは個人への協賛又は賛助金	5,000円
(6) その他	ア 市政運営上，必要とする訪問時の手土産，市特産のPRのため，その特産品の購入等	市長が決する
	イ 市長が招集する意見交換若しくは情報収集のための会合又は市民等の訪問時の茶菓等	市長が決する
	ウ 市民等が市を代表して出場する各種大会等の激励のための物品の購入等	市長が決する

【資料9-1】政務活動費の議員1人あたりの交付月額

(令和5年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
5万人未満 231	29 (12.6%)	121 (52.4%)	55 (23.8%)	24 (10.4%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5~10万人未満 215	4 (1.9%)	101 (47.0%)	70 (32.6%)	29 (13.5%)	10 (4.7%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10~20万人未満 146	2 (1.4%)	18 (12.3%)	46 (31.5%)	55 (37.7%)	24 (16.4%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20~30万人未満 48	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (10.4%)	11 (22.9%)	21 (43.8%)	10 (20.8%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)
30~40万人未満 30	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	18 (60.0%)	11 (36.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40~50万人未満 19	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)	13 (68.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	7 (46.7%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)	2 (10.0%)	14 (70.0%)
全市 724	35 (4.8%)	240 (33.1%)	176 (24.3%)	120 (16.6%)	83 (11.5%)	48 (6.6%)	8 (1.1%)	14 (1.9%)

出典:全国市議会議長会実施「令和6年度市議会の活動に関する実態調査結果(令和5年1月1日~12月31日)」

各割合は、政務活動費を交付している724市の人口段階別の市数を基準としている。

●龍ヶ崎市の政務活動費について

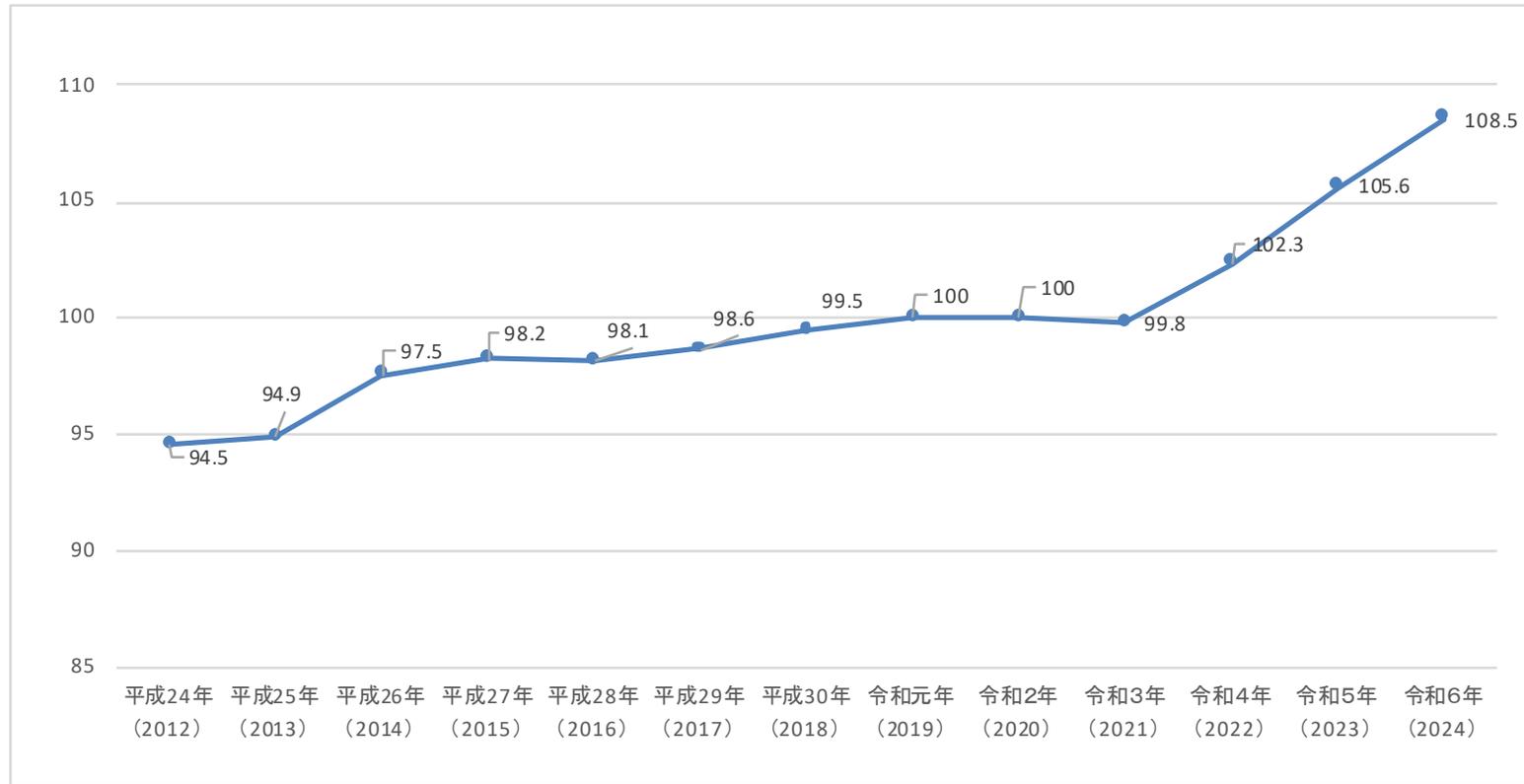
平成13年3月「龍ヶ崎市議会政務活動費の交付に関する条例」施行以降、年額50,000円(月4,100円)

【資料9-2】龍ヶ崎市政務活動費使途基準

「龍ヶ崎市議会政務活動費の交付に関する条例」別表(第4条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

【資料10】物価指数推移

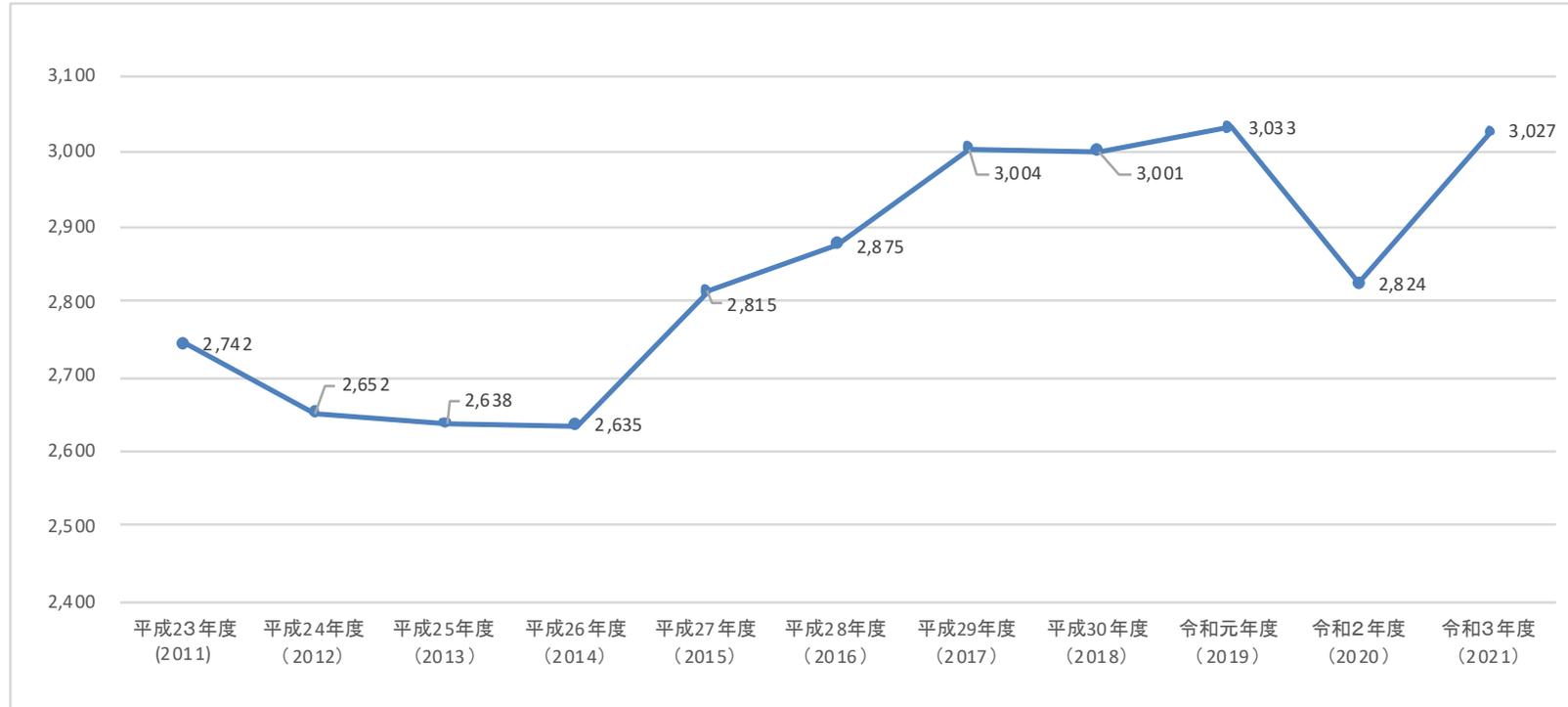


令和2年=100

	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
物価指数	94.5	94.9	97.5	98.2	98.1	98.6	99.5	100	100	99.8	102.3	105.6	108.5

出典：総務省統計局「消費者物価指数」(総合)

【資料11】龍ヶ崎市の1人あたりの市民所得の推移



(単位:千円)

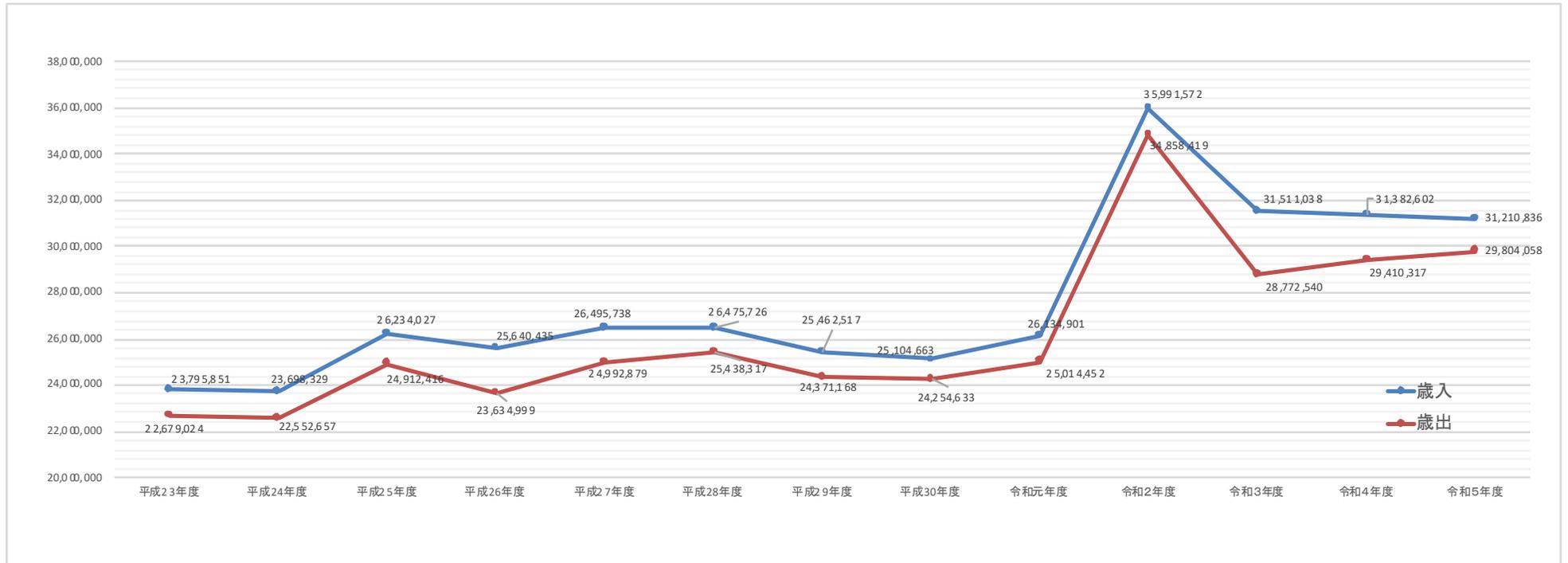
	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
龍ヶ崎市	2,742	2,652	2,638	2,635	2,815	2,875	3,004	3,001	3,033	2,824	3,027

出典: 令和6年3月茨城県政策企画部統計課「令和3年度(2021年度)茨城県市町村民経済計算」

1人あたりの市民所得 = 市民所得(雇用者報酬 + 財産所得 + 企業所得) ÷ 市の総人口

市民所得とは、個人の給与や実収入ではなく、市内の居住者が一定期間の生産活動によって生み出した付加価値の貨幣評価額です。

【資料12】龍ヶ崎市の収支の推移



(単位: 千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	23,795,851	23,698,329	26,234,027	25,640,435	26,495,738	26,475,726	25,462,517	25,104,663	26,134,901	35,991,572	31,511,038	31,382,602	31,210,836
歳出	22,679,024	22,552,657	24,912,416	23,634,999	24,992,879	25,438,317	24,371,168	24,254,633	25,014,452	34,858,419	28,772,540	29,410,317	29,804,058
財政調整基金残高(参考)	1,379,434	1,480,107	1,980,944	2,582,289	2,784,437	2,776,660	2,777,976	2,779,154	2,779,930	2,736,125	2,737,641	2,938,067	2,938,275

平成23年度～令和5年度「龍ヶ崎市の歳入歳出決算書」より

【資料13】龍ヶ崎市の人件費と議会費の推移

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	25,104,663	26,134,901	35,991,572	31,511,038	31,382,602	31,210,836
歳出	24,254,633	25,014,452	34,858,419	28,772,540	29,410,317	29,804,058
人件費	4,203,603	4,126,628	4,201,430	4,181,775	4,154,063	4,267,880
人件費÷歳出	17.33%	16.50%	12.05%	14.53%	14.12%	14.32%

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	25,104,663	26,134,901	35,991,572	31,511,038	31,382,602	31,210,836
歳出	24,254,633	25,014,452	34,858,419	28,772,540	29,410,317	29,804,058
議会費	228,705	225,340	231,214	226,758	220,586	223,739
議会費÷歳出	0.94%	0.90%	0.66%	0.79%	0.75%	0.75%

事務局案

【市長・副市長・教育長】

① 増額

一律5%増額(百円以下端数切捨)

市長	副市長	教育長
973,000	783,000	719,000

② 据え置き

市長	副市長	教育長
927,000	746,000	685,000

③ 減額

市長 29,000 円減額、副市長 24,000 減額、教育長 22,000 減額

市長	副市長	教育長
898,000	722,000	663,000

【議長・副議長・議員】

① 増額

H16年の減額前に戻す(5%)

議長	副議長	議員
494,000	446,000	419,000

② 据え置き

議長	副議長	議員
469,000	423,000	398,000

③ 減額

事務局案はありません。

○水戸市特別職報酬等審議会条例

昭和39年7月13日

水戸市条例第34号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、水戸市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(平19条例7・平20条例34・一部改正)

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は水戸市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど市長が委嘱する。

2 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において行う。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和39年12月23日条例第37号）抄

- 1 この条例は、昭和40年2月1日から施行する。

付 則（昭和48年3月31日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年9月22日条例第26号）

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成19年3月28日条例第7号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 一部改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職する収入役については、第2条の規定による改正前の水戸市表彰条例第4条及び第6条第1項第1号並びに第3条の規定による改正前の水戸市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成20年8月12日条例第34号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

○取手市特別職報酬等審議会条例

昭和 46 年 1 月 8 日
条例第 3 号

(設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、取手市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について、審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、その委員は取手市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要のつど市長が委嘱する。

2 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 47 年条例第 17 号)

この条例は、昭和 47 年 6 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 61 年条例第 18 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 62 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 19 年条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この条例による改正前の第 2 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

付 則 (平成 20 年条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 29 年条例第 6 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

○牛久市特別職報酬等審議会設置条例

昭和 61 年 5 月 22 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき牛久市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、議員報酬若しくは政務活動費又は市長、副市長若しくは教育長の給料の額に係る条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬若しくは政務活動費又は給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 37 号・20 年 27 号・28 年 37 号〕)

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 10 人をもって組織し、その委員は市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど市長が委嘱する。

2 委員の任期は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長をおき、委員のうちから委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

4 副会長に事故があるとき又は副会長の欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、人事担当課において処理する。

(一部改正〔平成 23 年条例 13 号・28 年 37 号〕)

(委任)

第 7 条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年条例第 37 号抄)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 5 月 17 日条例第 13 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。